

袋井市立袋井西小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この袋井市立袋井西小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号『以下「法」という。』）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。そのため、まず未然防止に全力をあげて取り組む。また、どの子にも起こる可能性があると考えられるので、早期発見のために様々な方策を実施する。発見した場合は、早期の対応を行い、担任はもとより学校全体で組織的に取り組む。さらには、教育委員会や外部の関係機関との連携を図り、早期解決に向けて迅速な行動をとる。

- ア いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない。見て見ぬ振りをしない学級や学校の雰囲気作りに努める。
- イ いじめの未然防止のために、児童一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ウ いじめの早期発見、対応のために、学校、家庭、地域、専門家等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のためには「いじめを生まない土壌づくり」が大切である。そのために以下の項目に重点的に取り組む。

- (1)「居場所づくり」「絆づくり」を心掛け、年3回の児童意識調査をもとに、魅力ある学校づくりを進める。
- (2)人権教育、道徳教育を推進する。
 - ア 規範意識を高めたり、個々を尊重する子を育てたりする道徳教育を充実させる。
 - イ 4年生以上はインターネット上のいじめ予防として、関係機関と連携を図り、情報モラル教育を実施する。
- (3)社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動を充実させる。
 - ア 校外や地域の人材等を活用した校内とは異なる体験を充実させる。
- (4)配慮を要する児童への支援をする。
 - ア 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的にその児童の特性をふまえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 日々の観察、いじめ調査の実施

- ア 担任と児童が共に過ごす時間を大切にして、早期発見に努める。
- イ 日記や連絡帳を活用して、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

(2) いじめアンケートの実施（学期1回）

- ア 担任、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長等複数でアンケート結果を検討し、いじめの認知を行う。
- イ いじめアンケートを実施後、アンケートをもとに児童一人一人と対話を行い、実態把握を行う。

(3) いじめ相談体制の充実

- ア 担任以外の生徒指導、養護教諭などにも気軽に相談できる雰囲気をつくる。
- イ カウンセラーを交えて相談できる体制を構築する。
- ウ Q-U検査の実施（5月、11月の年2回、3年生以上に実施）

4 いじめの早期対応のための取組

(1) いじめのレベルと対応

いじめのレベルを4段階に分ける。

レベル1	悪口を言われる。からかわれる。
レベル2	仲間外れにされる。無視をされる。物を隠される。
レベル3	レベル1・2が継続して行われる。身体的苦痛を伴う行為（叩く、蹴る、ボールを投げつけるなど）が行われる。
レベル4 (重大事態)	いじめが原因で保健室登校や不登校になる。 保護者、または本人がいじめを苦に転校を検討し始める。 死を口にしたり、自傷行為をしたりする。

※いじめは「集団であれば必ず起きるもの。いじめの芽は毎日出ている。」また、「けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生していることもある。」と認識する。いじめの芽をレベル1・レベル2の段階で摘む努力をする。

(2) 児童の情報の共有

気になる児童の情報を見たり聞いたりした時点で、その情報を必要な職員が共有することで、いじめへの早期の支援と指導をとる。

(3) いじめを認識した場合

ア 報告

- (ア) いじめを発見した場合、担任は生徒指導主任にすぐに報告する。その際、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのようにしたか）の事実を報告する。
- (イ) 管理職への報告や関係教職員との情報を速やかに共有すると共に、いじめやいじめと思われる事案について正確に把握する。
- (ウ) 教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として対応をする。

イ 児童指導・保護者対応

いじめ解決委員会（ケース会議）を開き、解決に向けた支援と指導の方針を立てる。

(ア) いじめられている児童への支援

- a 学級担任から、被害児童の保護者に連絡し、事情と今後の指導方針について十分説明し、了解を得る。
- b 該当児童の心のケアを行う。
 - 担任や関係職員との面談
 - 養護教諭・生徒指導主任・主幹教諭・教頭・校長による面談
 - 家庭訪問による相談（担任・関係職員）
 - スクールカウンセラーとの連携
 - スクールソーシャルワーカーとの連携

(イ) いじめている児童への指導

- a いじめの非に気付かせ、いかなる事情があってもいじめは許されないことを伝える。
- b 保護者へ学校の指導方法について十分説明し、家庭の理解協力を得る。
- c いじめに至った原因や背景を踏まえ、再発防止に向けて継続的な支援をする。
- d 必要に応じて、いじめた児童に対しても心のケアを行う。

(ウ) 他の児童への対応

- a はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じだということを指導する。
- b いじめをなくすための勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、集団としても個人としても再発を防ぐための手立てを指導する。

(エ) 保護者への対応

保護者に事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止へのお願いをする。解決するまで、学校が主になって取り組み、解決後にも定期的に学校での様子を報告する。

(4) いじめが解決した後

ア 継続的な経過観察と支援

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安に止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2つが満たされていることが必要である。

解決したと思っていたいじめが再発する場合もある。保護者と連携しながら、経過観察を続けていく。必要に応じて、いじめ解決委員会（ケース会議）を開催し、問題の再検討や追加の支援策を検討する。

また、進級・進学の際には、確実な引継ぎを行う。

イ 再発防止、未然防止に向けた指導体制の点検

5 いじめ防止のための校内組織

(1) 袋井西小学校いじめ解決委員会（ケース会議）

ア 目的

学校いじめ防止基本方針の検証や緊急時（重大事態等）へ対応する。

イ 構成員

〈校内〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任その他関係職員

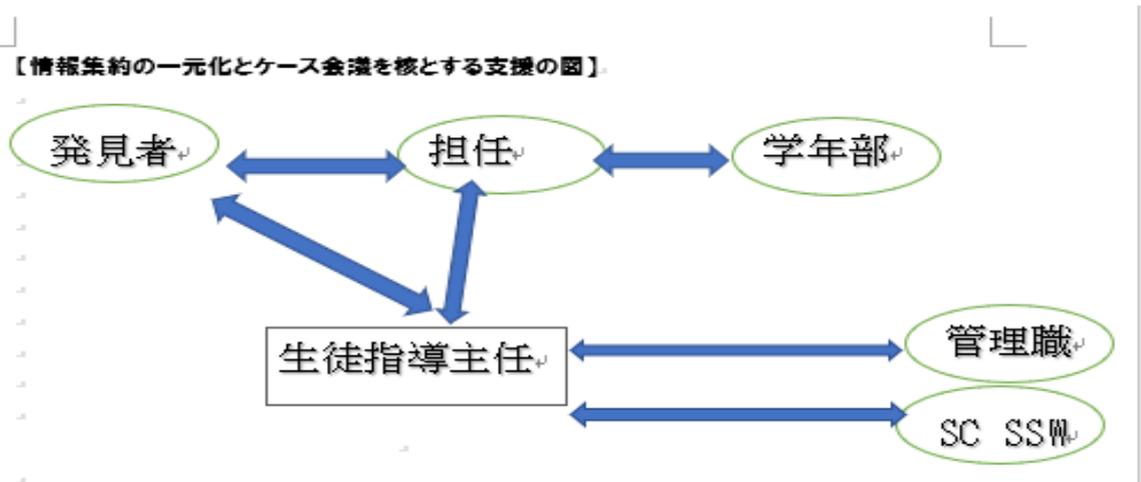
〈外部〉スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、西部児童相談所、市教委学校教育課 等

ウ 活動内容

- ・いじめられている児童への支援
- ・いじめている児童への指導
- ・他の児童への指導
- ・保護者への説明

エ 開催時期

- ・いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。



(2) 袋井西小学校生徒指導委員会

ア 目的

基本方針に基づく取組の実施、校内のいじめ等の情報交換を行い、いじめの早期発見、予防等を図る。

イ 構成員

〈校内〉校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、その他関係職員

〈外部〉スクールカウンセラー等

ウ 活動内容

- ・児童理解と情報の共有、方針の確認

エ 開催時期

年1回4月に実施する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

6 重大事態への対応

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより子どもの生命、心身又は財産に多大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき。

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

学校教育基本法第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合（疑いを含む）には、速やかに市教委や関係機関へ報告すると共に、学校が調査主体となった場合は、次の通り対応する。

(1) 重大事態の調査組織を設置する。

市教委の指導を受け、袋井西小いじめ対策委員会を母体として、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者に参加を依頼し、調査の公平性・中立性が確保できる調査組織を設置する。また、状況によってスクールロイヤー等、専門家の活用について市教委に相談する。

(2) 事実関係を明確にするために情報収集を行う。

ア いじめ行為の事実関係を可能な限り全て残さず明確にする。その際、客観的な事実関係を速やかに調査し、原因と結果の特定を急いではならない。

イ 学校が先行して調査した場合でも、調査組織の判断で調査の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ 児童や保護者に、調査をする際には、いじめられた児童や保護者にその結果を提供する可能性があることを、事前に説明しておく。

(3) いじめを受けた児童・保護者等に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査結果を市教委に報告する。また、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえ、市教委の指示のもと、連携をとって必要な措置を速やかに実施する。

7 学校いじめ防止基本方針の策定と啓発

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、子どもの意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるように努める。

また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明する。